

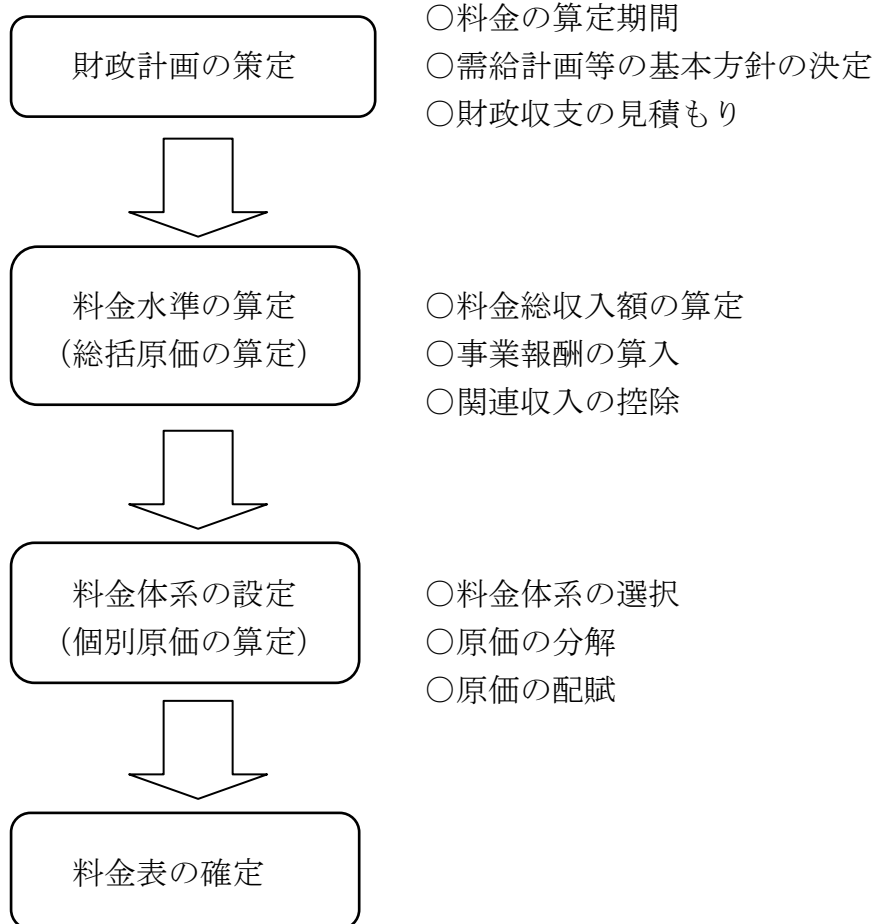
1. 水道料金の原則と算定プロセス

(1) 水道料金の原則

水道事業は、事業に必要な経費は経営に伴う収入、すなわち水道料金の収入を持って充てるという独立採算の原則と、この原則に沿って、水道サービス提供に要する原価をその受益者に求める受益者負担の原則により事業を営まなければならない。

また、料金の決定にあたっては、地方公営企業法でも「公正妥当なものでなければならず」かつ「能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし」「企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」とされています。

(2) 料金算定プロセス



(3) 財政計画の策定

・料金算定期間

料金算定期間は、社団法人日本水道協会の水道料金算定要領では、概ね 3 年から 5 年間を基準とするとなっています。

長岡京市では、中期経営計画（後期）の期間とすることから。平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を算定期間とします。

・水需要予測

平成 25 年度の事業変更認可では、企業系については、実績値並びに各企業への個別ヒアリング等により一定水量を継続するものとし、一般系については、コーホート要因法に基づく将来の給水人口予測のうえ各種の算定式を用いて水需要を予測しました。

今回の予測では、この事業変更認可申請に用いた水量をもとに、平成 26 年度予算との乖離分を考慮し次のとおりとします。

(千m³)

	※H27	H28	H29	H30	※H31	合 計
企業系	790	788	788	788	790	3,944
一般系	8,186	8,133	8,090	8,077	8,060	40,546
合 計	8,976	8,921	8,878	8,865	8,850	44,490

※印はうるう年

・施設の建設、改良計画

現行ビジョンの前期（H22年度～26年度）では、耐震化推進事業等に約22億3,680万円を執行してきましたが、後期（H27年度～31年度）も、鉛製給水管の取替、基幹管路の耐震化、配水池の統合、主要幹線管路の計画的更新、給水区域の統合、エネルギーの有効利用（小水力発電施設の整備）など前期と同規模程度の事業を実施します。

（資料1）

施設の建設、改良計画の実施内容と数値目標

資料1

	24年度 実績値	25年度 見込値	26年度		31年度	備 考
			計画値	見込値	計画値	
鉛製給水管率 (%)	17.0	16.4	12.0	15.0	0	これまでは団地単位で取替工事を実施してきましたが、今後は市内全域に点在している個所での工事となるため、効率が悪くなることから、厳しい状況となります。
基幹管路の耐震化 (%) 【耐震適合率】	28.6 【45.4】	30.3 【47.0】	35.0	31.0 【48.0】	60.0	
配水池の統合	未実施	施工中	施工中	施工中	統合済	
主要幹線管路の更新延長 (km/年)	1.3	1.4	1.0	1.0	2.0	第2回審議会では、平成27年度以降の年間更新延長を2Kmとしていましたが、耐用年数の考え方や老朽管更新計画に基づき、財政計画を立てることとします。
給水区域の統合	未統合	施工中	施工中	施工中	統合済	
再生可能エネルギー 利用率 (%)	0.38	0.45	1.80	0.45	3.30	給水区域の統合事業の北ポンプ場整備後(H28以降)に小水力発電施設の整備を予定しています。

(4) 料金水準の算定

- ・ 料金で回収すべき費用等の総額

総括原価＝事業費用（支払利息含む）＋資産維持費

- ・ 事業報酬（資産維持費）の算入

資産維持費は、事業の施設実体の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債償還等に必要な費用であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて料金算定に計上できるとなっていますが、府下でも比較的高い水準の現行水道料金からすれば、料金値上げの要因となる資産維持費は、当面見送ることが望ましいと思われま

- ・ 一般会計繰入金の控除

本市では、府営水道の導入が地下水保全という一般行政施策の目的を併せ持つことから、市民の水道料金負担の軽減措置として、一般会計からの繰り出しが続けられています。

その額は地方公営企業等繰り出し基準（総務省通知）を準用し、乙訓浄水場の供給原価の試算で用いられた固定費のうち水源費を対象経費として、その3分の1相当額となっています。

このような政策的配慮は、府営水道の各浄水場間の基本水量料金に格差が生じている間は、継続する必要があるものと思われま